

広島県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
東畑一〇九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十九年七月二日広島県告示第七百六十号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から五号までを、昭和四十七年一月二十八日広島県告示第八十一号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示Aで指定した土地に存する標柱九号と同一とし、標柱二号は、告示Bで指定した土地に存する標柱五号と六号の線上に存する。標柱三号及び四号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。標柱五号は、告示Bで指定した土地に存する標柱三号と四号の線上に存する。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	東畑一丁目			一一一番六	標柱一号
				一一二番	標柱二号
				一一〇番	標柱三号及び四号
				一〇七番一	標柱五号
				一〇七番三	標柱六号
				一〇七番四	標柱七号
				一一一番八	標柱八号